

18歳からの消費者契約とは

スマートフォン・ネットのこんなトラブル

ワンクリック詐欺

スマートフォンの画面に現れた広告をタップしたら、「会員登録完了」と表示され、身に覚えのない高額な料金の支払いを求められるという悪質な行為が横行しています。これを「ワンクリック詐欺」と言います。あわてて退会の連絡をしたら、「退会費用を支払わないと家まで行く」などの脅し文句とともに、さらに支払いを求められることもあります。

請求画面が出たら、あわてずにスマートフォンを再起動しましょう。無視しても問題ありません。決して連絡しないでください。

対策

この手口はアダルトサイトなどに多いため、人に話しくいかもしませんが、困ったら大人や警察、消費生活センターに相談しましょう。



架空請求

見知らぬアドレスからのメールやSMSで「有料動画サイト利用料が未払いです」などという文言で支払いを求められます。「裁判所」「差し押さえ」という言葉が並んでいたり、「調査会社」などを名乗り不安をあおってきます。連絡すると、こちらの個人情報を知らせてしまう事になるため、決して直接連絡をせず、無視するか、大人に相談しましょう。

対策

心配なときは、届いたメールなどを保存しておき、保護者や消費生活センターなどに相談しましょう。



ネット通販の「初回無料」トラブル

ネット上で、初回お試し無料、あるいは定価より安い価格の商品を申し込みだところ、サイト画面の下の方に「同時に定期購入の申し込みが条件」と記載されていて2回目の商品が届いてはじめて定期購入であることがわかった、というトラブルが報告されています。

解約を申し込みもうとしても連絡がつかなかったり、断られたり、配達済み商品の通常料金と配送料の支払いを要求される場合があります。

対策

必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないかなど、販売条件、契約条件等を確認しましょう。また、この画面をスクリーンショットで保存してから契約に進みましょう。



20歳にならないこと
できないこと



20歳

成年年齢引き下げでこう変わりました



18歳

18歳になつた
でやること

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- ギャンブル
(競馬、競輪、オートレースなど)
- 養子を迎える
- 大型、中型自動車免許を取得する



- 携帯電話を契約する
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる
- 部屋を借りる
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格を取るなど



契約ってどんなんこと

約束のうち、法律でルールが定められているものが「契約」です。契約と聞くと、契約書を交わして印かんを押す場面を想像するかもしれません。しかし、実は契約は買い手の「買います(申し込み)」と売り手の「売ります(承諾)」という両者の意思が合致した時点で成立するものです。私たちの毎日の生活の中では、たくさんの契約が成立しています。

契約書はしっかり読みましょう

その場で商品を引き渡し、代金の支払いが完了する場合に、契約書が作成されることはほとんどありませんが、後日引き渡される場合や高額な商品などは、契約内容を書面で確認できるように契約書を作成することがあります。

契約書にサイン(捺印)したり、スマートフォンの画面上で契約内容を示す利用規程等の確認(承諾)欄をチェック(✓)したりすると、すべて契約の内容を承諾したことになります。小さな文字でもしっかり読み、わからないことがあればお店の人などに確認しましょう。中身を確認せず、軽い気持ちで署名やチェックをしてはいけません。



自分の都合での契約解除はできません



一度成立した契約は、自分の都合で勝手に解消することはできません。

購入前によく考え、商品についてだけでなく他に安く販売しているお店はないかなどの情報収集を行いましょう。



悪質商法に気をつけて

悪質商法とは、言葉巧みに誘ったりウソの説明をしたりして、高額な商品を購入させたり、サービスを契約させたりすることを言います。被害にあわないためには、その手口をよく知っておき、うまい話しやあやしげな人には決して近づかないことが大切です。特に最近は、スマートフォンやパソコンの普及によって、ネット上で消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。

狙われやすい悪質商法の手口

マルチ商法

SNSで新しく知り合った人や古くからの知り合いから連絡が来て「簡単にお金を稼げる」「就職のノウハウが学べる」などと言われ、情報商材などを購入させられます。また、さらに別の知り合いを紹介させたり契約させたりするよう迫られます。

対策

- 「会員になって」「紹介すれば」などの言葉が出たら、マルチ商法の可能性が高いので気をつけましょう。
- SNSを介さずに親しい人から誘われるなど、断りにくい場合もありますが、はっきり断りましょう。



サクラサイト商法

異性や芸能人、占い師、弁護士などからメールが来て、サイトに誘導され、メール交換のためにポイントを購入させられたり、お金渡すから手数料を支払うように言われたりします。

対策

- 「芸能人と友達になりたい」「占いの結果を知りたい」といった気持ちにつけ込む手口なので、冷静に対応しましょう。
- 知らない人からのメールやメッセージには軽い気持ちで返信してはいけません。

